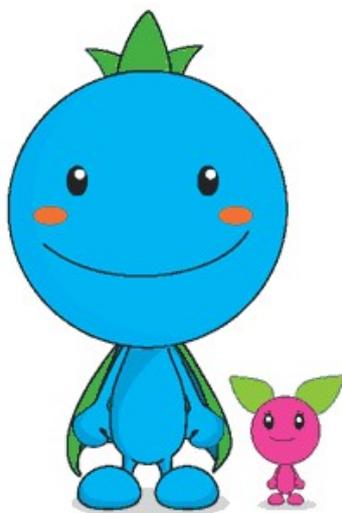


一般廃棄物処理業 許可申請書関係様式集

一般廃棄物収集運搬業（新規・更新）許可申請
一般廃棄物処分業（新規・更新）許可申請
一般廃棄物処理業許可事項変更許可申請



青森市環境保全シンボルキャラクター
地球の王子さま「エコル」と妖精「ハナ」

青 森 市

目 次

1 一般産業廃棄物処理業許可申請	1
(1) 留意事項	
(2) 提出部数及び申請書提出先	
(3) 手数料	
(4) その他	
2 一般産業廃棄物処理業許可申請関係書類一覧	2
(1) 許可申請書	
(2) 添付書類	
3 記入要領及び注意事項等	5
(1) 許可申請書	
(2) 添付様式	
(3) その他添付書類	
(4) 許可事項変更許可申請に係る添付書類	
〔各種申請書〕	14
一般廃棄物処理業許可申請の提出書類チェックリスト	
一般廃棄物処理業許可申請書	
一般廃棄物許可事項変更申請書	
〔添付書類様式〕	19
事業計画書	
業務経歴書	
契約事業所一覧表	
誓約書	
従事者名簿	
自動車写真	
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	
施設及び機材等検査申請書	
一般廃棄物処理業等変更届出書	
添付書類省略に係る同意書	
提出書類の特例に係る書類（参考様式）	

1. 一般廃棄物処理業許可申請

一般廃棄物について、その収集運搬を業として行おうとする者は一般廃棄物収集運搬業の許可申請を、その処分を業として行おうとする者は一般廃棄物処分量の許可申請を、また、収集運搬と処分の両方を業として行おうとする者はその両方の許可申請を行い、青森市長の許可を受けなければなりません。

また、現に許可を受けている者であっても、取り扱う一般廃棄物の種類を増加させようとするとき（事業の一部の廃止の場合を除く。）は、一般廃棄物処理業の許可事項変更許可申請を行い、青森市長の許可を受けなければなりません。

(1) 留意事項

- ① 申請書は、申請者が直接ご持参ください（郵送による提出は不可）。なお、その際は、あらかじめ電話等により廃棄物・リサイクル課にご連絡くださるようお願いいたします。（連絡なしに来庁された場合、先約者の審査のため長時間お待ちいただくこともあります。）
- ② 添付書類のうち、公的機関が発行する書類（法人の登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等）及び医師の診断書等は申請の前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- ③ 一般廃棄物処理業に係る事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請書を提出してください。（例えば、農地には処分業に係る施設は設置できないので、あらかじめ地目変更等の手続きが必要です。）
- ④ 一般廃棄物処理業に係る施設を設置する際には、一般廃棄物処理業許可申請のほか、他法令で所定の手続きを別途定めている場合がありますので、他法令による規制の有無を十分確認してください。（例えば、一定の焼却炉を設置する場合には、設置前に大気汚染防止法等に基づく届出が必要です。）
- ⑤ 新規に許可を受けるには青森市内に住所（法人にあっては事務所又は事業場）を有していなければなりません。
- ⑥ 許可を受けることのできる事業の範囲は、下記のとおりです。

○収集運搬業の許可に係る廃棄物の範囲

(イ) 引越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ

(ロ) 事業活動により排出される事業系一般廃棄物

(ハ) し尿及び浄化槽汚泥（※更新許可のみとし、新規許可は認めていません。）

※一般廃棄物の収集運搬の許可に際し、取扱う廃棄物の区分及び使用可能な車両

取扱う廃棄物の区分		収集運搬車両
ごみ	可燃ごみ（厨芥類）	パッカー車 平ボディ（堆肥化施設に専用容器を使用して搬入する場合のみ）
	可燃ごみ（厨芥類含まない）	パッカー車又は平ボディ
	不燃ごみ	パッカー車又は平ボディ
	資源ごみ	パッカー車又は平ボディ
	粗大ごみ	パッカー車又は平ボディ
	「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器	パッカー車又は平ボディ
	草木	パッカー車又は平ボディ
し尿又は浄化槽汚泥		バキューム車
その他青森市長が必要と判断したもの		廃棄物の種類ごとに収集運搬に適した車両

○処分業の許可に係る廃棄物の範囲

- (イ) 最終処分場で直接処理されている一般廃棄物
- (ロ) 青森市が行っていない再資源化を図る一般廃棄物

○営業区域

- (イ) 「ごみ」を取扱う業者は、青森市の許可権限が合併前の青森市行政区域内に限られているため、「合併前の青森市行政区域内」となります。
- (ロ) 「し尿」又は「浄化槽汚泥」を取扱う業者は、現に許可されている「合併前の青森市行政区域内」又は「合併前の浪岡町行政区域内」若しくは「合併前の青森市行政区域内・合併前の浪岡町行政区域内」となります。

(2) 提出部数及び申請書提出先

① 提出部数

申請書は、正本1部を提出してください。

なお、これとは別に申請者保管用の控え1部を作成してください。

② 申請書提出先

青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎）

TEL 017-718-1086

(3) 手数料

手数料は青森市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関へ納入して下さい。納入が確認できたあとで許可申請書を受理します。

許 可 申 請	新規	更新	変更
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	3,000 円	3,000 円	—
一 般 廃 棄 物 処 分 業	3,000 円	3,000 円	—
施 設 検 査 手 数 料	600 円/施設	—	600 円/施設
車 両 検 査 手 数 料	450 円/台	—	450 円/台

(4) その他

申請書が受理されてから許可されるまでの期間は収集運搬業の許可で概ね 30 日、処分業の許可で概ね 40 日（いずれも閉庁日等を除きます。）となります。

2. 一般廃棄物処理業許可申請関係書類一覧

一般廃棄物処理業許可申請を行う際には、その許可の区分に応じた以下の許可申請書と添付書類を提出しなければなりません。

また、同時に2つ以上の申請等を併せて提出する場合の添付書類や青森市に住所を有する方の住民票の写しの添付が省略できます。詳細は「P 3（2）添付書類」や「P 1 1（3）その他の添付書類」をご確認ください。

(1) 許可申請書

申 請 の 区 分		様式番号	様式ページ	記入要領等ページ
一般廃棄物処理業 許可申請書	収集運搬業	様式第5号	15	5
	処分業			6
一般廃棄物許可事項 変更許可申請	収集運搬業	様式第6号	18	7
	処分業			8

(2) 添付書類

許可申請書に次の表の書類を添付してください。なお、不要な様式は省き、足りない場合は必要に応じてコピーしてください。

同時に2つ以上の申請等を提出し、各申請等と同じ書類を添付する場合は「19提出書類の特例に係る書類（様式は任意、参考様式はP30）」を添付することで、同一内容の添付書類が省略できます。

また、青森市に住所を有する場合に限り、P29「添付書類省略に係る同意書」の提出により住民票の添付を省略することができます。

	添 付 書 類	様 式 ページ	記入要領等 ページ
1	事業計画書	19	9
2	事務所及び事業場の見取図		11
3	土地、家屋及び施設の所有権を証する書類 (登記簿謄本、土地公図、賃貸借契約書等)		11
4	業務経歴書	20	9
5	契約事業所一覧表	21	9
6	誓約書	22	9
7	従事者名簿	23	9
8	自動車写真	24	9
9	自動車車検証(写)(賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しも添付)		11
10	技術的能力を説明する書類 ○一般廃棄物実務管理者講習修了証又は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了証		11
11	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	26	9
12	施設及び器材等検査申請書(更新申請の場合は不要)(※1)	27	9
13	役員(※2)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資額の100分の5以上を出資しているものの住民票の写し(※3)及び登記事項証明書(※4)		11
14	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(※5)		11
15	定款(写)又は寄附行為(写)及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		11
16	申請者が個人である場合には、住民票の写し(※3)及び登記事項証明書(※4)		11
17	申請者が個人である場合は、直前3年の所得税の納税証明書、固定資産税資産証明書(若しくは「添付書類省略に係る同意書」(青森市内に所有する資産に係るものに限る)※P29)又は銀行等の預貯金残高証明書		12
18	現行許可証の写し(更新許可申請の場合。※新規許可申請の場合は不要。)		12
19	提出書類の特例に係る書類(同時に2つ以上の申請をし、添付書類を省略する場合)		12

(※1) 更新申請の際は、施設及び器材等検査申請書は不要となるが、車両及び施設に変更がある

- 場合は、別途、一般廃棄物処理業等変更届出書を提出すること。
- (※2) 法人の場合は、役員の中に監査役、相談役及び顧問等も含む。
 - (※3) 本籍の記載があるもの
青森市に住所を有する場合に限り、P29「添付書類省略に係る同意書」の提出により省略することができる。
 - (※4) 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を添付すること。
請求先窓口：青森県内では青森地方法務局（本局）戸籍課
郵送での請求先：東京法務局後見登録課
 - (※5) 交付先：税務署 証明書の種類（その1）、税目（法人税）、直前3年分の交付を請求すること。

※ 申請者が未成年者である場合は、上記に加えて、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書、また、法定代理人が法人である場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及びその法人の役員の住民票の写し（※3）及び登記事項証明書が必要です。

※ 処分業の申請については、上記の添付書類（「自動車写真」及び「自動車車検証（写）を除く。」）に加えて、事業の用に供する施設の内容や事業計画を説明する書類、図面などを提出すること。作成にあたっては、青森市廃棄物・リサイクル課に設置している「(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請書関係様式集」に記載している産業廃棄物処分業の許可申請書の添付書類を準用すること。詳細は、窓口にてご確認ください。

※ 上記申請書類の中で「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」を提出した者にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査することができる医師の診断書等の提出が必要です。

3. 記入要領及び注意事項等

(1) 許可申請書

申請書の種類 (様式)	記 入 要 領 及 び 注 意 事 項 等	様式 ページ
<p>許可申請書 (収集運搬業)</p> <p>様式第5号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標題中及び本文中「収集運搬業」及び「第7条第1項」に○をすること。 2. 申請の「年月日」は、申請書を提出し、青森市に受理された時点で記入すること。なお、更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3か月前から受け付けます。 3. 「申請者住所及び氏名」については、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人の場合は、法務局に登録されている本店（本社）について記入すること。 (2) 個人の場合は、住民票に記載されている現住所について記入すること。 4. 「事業の範囲」の欄は、取り扱う一般廃棄物の種類のうち該当するものに○をつけ、具体的な品目を同欄の余白部分に記載し、「収集運搬業」に○をつけること。取り扱う一般廃棄物の種類がその他の場合は、具体的な品目を（ ）内に記載すること。 5. 「事業の用に供する施設の種類及び数量」の欄には、以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 収集運搬用機材の種類（ダンプトラック、パッカー車、バックホー、船舶等）及びその台数 (2) 運搬容器の種類及びその台数 (3) 駐車施設 <p>積替え又は保管を行う場合（青森市が処理を行っていない一般廃棄物に限る。）には、さらに積替え又は保管を行う場所毎に以下の項目を記入すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所在地 (2) 面積 (3) 一般廃棄物の種類（品目） (4) 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分） (5) 屋外において容器を用いず保管する場合は、積み上げることが出来る高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ） 6. 「一般廃棄物処理業務に従事する従業員数」の欄には一般廃棄物の処理に従事する者（役員も含む。）の数を記載すること。 7. 「既に業の許可を有している・・・」の欄には、青森市又は他自治体において既に許可（一廃又は産廃）を有している場合、その自治体名及び許可番号を記載すること。 ※青森市で許可した一般廃棄物処理業については指令番号を記載してください。 ※許可車両番号ではありません。 8. 「発行済み株式総数の・・・」の欄において、これらのものが法人である場合には、その法人の名称、所在地を記入すること。 <p>※ なお、保管上限及び積み上げることが出来る高さについては、産業廃棄物の保管基準を準用することから、保管上限は平均搬出（予定）量の7日分、積み上げることが出来る高さは、産業廃棄物保管基準に適合する高さのうち最大の高さ（積み上げる傾斜を50%勾配としたときの高さ）となります。</p>	<p>15 ） 17</p>

申請書の種類 (様式)	記入要領及び注意事項等	様式 ページ
<p>許可申請書 <u>(処 分 業)</u> (青森市が処理を行っている一般廃棄物に限る) 様式第5号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標題中及び本文中「処分業」及び「第7条第6項」に○をすること。 2. 「年月日」、「申請者住所及び氏名」、の欄は、収集運搬業での記載方法と同様に記載すること。なお、更新許可申請の場合は、許可の有効年月日の3か月前から受け付けます。 3. 「事業の範囲」の欄は、取り扱う一般廃棄物の種類のうち該当するものに○をつけ、処分の方法(焼却、脱水等)毎に具体的な品目を同欄の余白部分に記載すること。また、「処分業(最終処分を除く)」又は「最終処分」に○をつけること。取り扱う一般廃棄物の種類がその他の場合は、具体的な品目を()内に記載すること。 4. 「事業の用に供する施設の種類及び数量」の欄には、以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 処分(最終処分を除く)の場合は施設毎に以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の種類(焼却施設、脱水施設等) ② 処理方式(焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等)、構造及び設備の概要を簡明に記入すること。 ③ 設置場所(移動式施設の場合は駐機場所の所在地) ④ 設置年月日(当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日) ⑤ 処理能力(当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力) ⑥ 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号 (2) 最終処分の場合は、処分場毎に以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設置場所 ② 設置年月日(当該施設の竣工年月日) ③ 処理能力(処分場設置当初又は変更時の埋立地の面積及び埋立容量) (3) 保管を行う場合は、保管を行う場所毎に以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 所在地 ② 面積 ③ 一般廃棄物の種類(品目) ④ 保管上限(施設の処理能力の14日分) ⑤ 屋外において容器を用いず保管する場合は、積み上げることが出来る高さ(保管基準に適合する高さのうち最大の高さ) 5. 「発行済み株式総数の・・・」の欄において、これらのものが法人である場合には、その法人の名称、所在地を記入すること。 <p>※ なお、保管上限及び積み上げることが出来る高さについては、産業廃棄物の保管基準を準用することから、保管上限は処理能力量の14日分、積み上げることが出来る高さは、産業廃棄物保管基準に適合する高さのうち最大の高さ(積み上げる傾斜を50%勾配としたときの高さ)となります。</p>	<p>15 5 17</p>

申請書の種類 (様式)	記入要領及び注意事項等	様式 ページ
許可事項 変更申請書 (収集運搬業) (様式第6号)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請の「年月日」は、申請書を提出し、青森市に受理された時点で記入すること。 2. 「申請者住所及び氏名」については、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人の場合は、法務局に登録されている本店（本社）について記入すること。 (2) 個人の場合は、住民票に記載されている現住所について記入すること。 3. 「変更の内容」の「変更前」及び「変更後」欄には、下記のとおり記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取り扱う一般廃棄物の種類（品目）を追加する場合は、変更前後において取り扱う一般廃棄物の種類（品目）を記載すること。 (2) 積替え又は保管する場所を新たに設置する場合にあつては、積替え又は保管場所ごとに、所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類（品目）、保管上限及び屋外において容器を用いずに保管する場合は積み上げることが出来る高さを記載すること。 <p>※ なお、保管上限及び積み上げることが出来る高さについては、産業廃棄物の保管基準を準用することから、保管上限は処理能力の7日分、積み上げることが出来る高さは、産業廃棄物保管基準に適合する高さのうち最大の高さ（積み上げる傾斜を50%勾配としたときの高さ）となります。</p>	18

申請書の種類 (様式)	記入要領及び注意事項等	様式 ページ
<p>許可事項 変更申請書</p> <p><u>(処分業)</u></p> <p>(青森市が処理を行っている一般廃棄物に限る)</p> <p>(様式第6号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「年月日」、「申請者住所及び氏名」については、収集運搬業の許可事項変更申請書と同様の記載方法とすること。 2. 「変更の内容」の「変更前」及び「変更後」欄には、下記のとおり記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取り扱う一般廃棄物の種類(品目)を追加する場合は、変更前後において取り扱う一般廃棄物の種類(品目)を記載すること。 (2) 処分の方法(最終処分を除く)を追加する場合は変更前後における施設毎に以下の項目を記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の種類(焼却施設、脱水施設等) ② 当該施設で処理する一般廃棄物の種類(品目) ③ 処理方式(焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等)、構造及び設備の概要を簡明に記入すること。 ④ 設置場所(移動式施設の場合は駐機場所の所在地) ⑤ 設置年月日(当該施設の竣工年月日又は入手・取得した年月日) ⑥ 処理能力(当該施設の公称能力、1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間で処理できる能力) ⑦ 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けた施設である場合は、その許可年月日及び許可番号 	<p>18</p>

(2) 添付様式

※ 記入欄が不足する場合は、適宜用紙をコピーして使用すること。

様式	記入要領及び注意事項等	様式ページ
事業計画書	(1) 「事業の範囲」には、取り扱う一般廃棄物の種類の具体的な品目を記載すること。 (2) 「営業区域」には、「ごみ」を取り扱う業者は、青森市の許可権限が合併前の青森市行政区域内に限られているため、「合併前の青森市行政区域内」と記載すること。「し尿」又は「浄化槽汚泥」を取り扱う業者は、更新許可申請を行うにあたっては、現に許可を受けている営業区域（「合併前の青森市行政区域内」と「合併前の浪岡町行政区域内」のいずれか又は両方）を記載すること。 (3) 「事業の用に供する車輛」には、使用する車輛の登録番号、重機の場合であって、登録していないものについては車台番号を記載すること。積替え又は保管をする場合にあっては積替え又は保管する一般廃棄物の品目毎にその所在地、面積、保管上限、屋外で容器を用いずに保管する場合は保管高さを記入すること。	19
業務経歴書	(1) 法人の場合は、法人設立時から申請時までの主な業務経歴を記入すること。また、廃棄物処理業に係る許可取得に関しても記載すること。 (2) 個人の場合は、事業開始時から申請時までの主な業務経歴を記入すること。	20
契約事業所一覧表	取り扱う一般廃棄物全てについて、排出事業所及び種類ごとに記入すること。	21
誓約書	個人名、法人にあっては名称及び代表者の氏名を記入すること。	22
従事者名簿	一般廃棄物処理業に従事する者（代表者及び役員を含む）について記入し、その内訳について人数を記入すること。 一般財団法人日本環境衛生センター又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の受講者には、「講習受講者」の欄に○をすること。	23
自動車写真	(1) 使用するすべての自動車の正面及び両側面の写真を貼付すること。なお、直接カラー印刷は可、ポラロイド写真は不可とする。 (2) 車検証の写しを添付すること。車両を賃借している場合は契約書の写しを添付すること。	24
事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類	(1) 既に他の市町村等で収集運搬業を行っている者及び既に使用又は設置している施設を用いるため、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨記入すること。 (2) 内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜変更し、記入すること。	26
施設及び機材等検査申請書（更新申請の場合は不要）	(1) 「検査月日」には、希望する検査の日にちを記入すること。 (2) 「機材等検査の場所」には、検査を実施する場所を記入すること。 (3) 「施設の場所」には検査する施設の設置場所、車両番号を記入すること。	27

※ 処分業の申請については、上記の添付書類に加えて、事業の用に供する施設の内容や事業計画を説明する書類、図面などを提出すること。作成にあたっては、青森市廃棄物・リサイクル課に設置している「(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請書関係様式集」に記載している産業廃棄物処分業の許可申請書の添付書類を準用すること。詳細は、窓口にてご確認ください。

(3) その他添付書類

添付書類	注意事項等
事務所及び事業場の付近の見取図	① 青森市内における一般廃棄物処理業に供する事務所及び事業場について、その付近の見取図を添付すること。 ② 上記以外の場所に本店（本社）がある場合は、その付近の見取図も添付すること。 ③ 収集運搬業で積替え又は保管を含む場合及び処分業の場合は、場内配置図等も添付すること。
土地、家屋及び施設の所有権を証する書類（登記簿謄本、土地公図、賃貸借契約書）	公図、登記簿謄本、賃貸借契約書を添付すること。
運搬車両の所有権を証する書類【自動車車検証（写）、賃貸借契約書】	自動車車検証の写しを添付すること。（賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しも添付）
技術的能力を説明する書類	次のいずれかの修了証を添付すること。 ・一般廃棄物実務管理者講習修了証 （一般財団法人日本環境衛生センター実施：2年以内のもの） ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了証 （公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施：新規－5年以内、更新－2年以内のもの） ※収集運搬業の申請にあつては、収集運搬課程 処分業の申請にあつては、処分課程の修了証を添付すること。 詳しくはP13上部の囲みを参照のこと。
役員（監査役含む）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資額の100分の5以上を出資しているものの住民票の写し及び登記事項証明書	① 100分の5以上の株主若しくは100分の5以上の額の出資者全員分の各種証明書等を添付すること。 ② 株主又は出資者が個人である場合に添付する住民票の写しは、本籍地が記載されているものであること。 ③ 株主又は出資者が法人である場合は、登記簿の謄本を添付すること。 ※住民票の写しは、青森市に住所を有する場合に限り、P29「添付書類省略に係る同意書」の提出により省略することができる。
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表、納税証明書	① 申請者が法人である場合は、直前3年分の決算報告書及び法人税の納税証明書を添付すること。 ② 申請者が法人であつて、法人新規設立等の理由から、直前3年分の決算報告書及び法人税の納税証明書が無い場合は、今後5か年の事業収支計画書を作成し、添付すること。（様式任意）
定款（写）又は寄附行為（写）及び登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）	申請者が法人である場合は、法人の定款又は寄附行為及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。
申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書	① 申請者が個人である場合は、その者の各種証明書等を添付すること。 ② 住民票の写しは、本籍地が記載されているものを添付すること。 ※住民票の写しは、青森市に住所を有する場合に限り、P29「添付書類省略に係る同意書」の提出により省略することができる。

<p>申請者が個人である場合は、 納税証明書等</p>	<p>① 固定資産税資産証明書(若しくは「添付書類省略に係る同意書」(青森市内に所有する資産に係るものに限る)※P29)) 又は銀行等の預貯金残高証明書等を添付すること。 ② 直前3年分の所得税の納税証明書を添付すること。 ③ 確定申告者以外の者は、直前3年分の源泉徴収票の写しを添付すること。</p>
<p>現行許可証の写し</p>	<p>更新許可申請の場合は、現在所有している許可証及び変更許可証の写しを添付すること</p>
<p>提出書類の特例に係る書類</p>	<p>本申請を含め、当市に対し同時に2つ以上の申請書等を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類(様式は任意。参考様式はP30)」に以下の事項を記載し提出すること。 ① 本申請で省略する書類の名称を記載すること。 ② 省略した書類が添付されている申請書等の名称、申請又は届出年月日及び許可番号(業許可番号又は施設許可番号)を記載すること。</p>

＜一般廃棄物処理業に関する許可講習会等の修了証＞

- 1) 一般廃棄物処理業の許可申請の際は、次に掲げる者が受講した講習会の修了証の写しを添付してください。
- ・申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの
 - ・申請者が個人の場合には、その者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの
- 2) 一般廃棄物処理業の許可申請をする場合は一般廃棄物実務管理者講習、または産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了を要件としており、産業廃棄物に関する講習の修了証については、収集運搬業の申請にあつては収集運搬課程を、処分業の申請にあつては処分課程を修了した修了証のみを有効としています。

修了証 許可	一 廃 講習 会	産 廃 新規 課程	産 廃 更新 課程	特 管 新規 課程	特 管 更新 課程
一 廃 新規 許可	○	○	○	○	○

(一廃：一般廃棄物 産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物)

- 3) 産廃新規許可に係る講習会の修了証は5年、一廃講習会および産廃更新許可に係る講習会の修了証は2年以内に受講したものののみ有効です。

受講申込、問合せ先：

一廃講習 一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局研修事業部
(TEL 044-288-4919)

産廃講習 一般社団法人青森県産業資源循環協会 (TEL 017-721-3911)

(4) 許可事項変更許可申請に係る添付書類

許可事項変更許可申請における添付書類については、下記のとおりとします。

- ① 収集運搬業で、取り扱う一般廃棄物の追加及び限定ごみの解除の場合
 - (ア) 事業計画書
 - (イ) 契約業者一覧表
 - (ウ) 現行許可証の写し
- ② 収集運搬業で、積替え又は保管施設を新規に設置する場合
 - (ア) 事業計画書
 - (イ) 積替え又は保管施設の写真
 - (ウ) 積替え又は保管施設の保管容量計算書 (図面含む。)
 - (エ) 積替え又は保管施設設置場所の配置図、見取り図
 - (オ) 積替え又は保管施設の所有権を証する書類 (公図、土地及び建物の登記簿謄本、賃貸借契約書等)
 - (カ) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
 - (キ) 現行許可証の写し
 - (ク) 施設及び機材等検査申請書
- ③ 処分業の場合

産業廃棄物処分業に係る添付書類を準用すること。施設の追加を伴う場合は施設及び機材等検査申請書も添付すること。

一般廃棄物処理業許可申請の提出書類チェックリスト

	書類内容	法人	個人
1	一般廃棄物処理業許可申請書	○	○
2	事業計画書	○	○
3	事務所及び事業所の見取図	○	○
4	土地、家屋及び施設の所有権を証する書類（登記簿謄本、土地公図、賃貸借契約書）	○	○
5	業務経歴書	○	○
6	契約事業所一覧表	○	○
7	誓約書	○	○
8	従事者名簿	○	○
9	自動車写真	○	○
10	自動車車検証（写）（賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写しも添付）	○	○
11	技術的能力を説明する書類 ○一般廃棄物実務管理者講習修了証 （一般財団法人日本環境衛生センター実施：2年以内のもの） ○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理の許可申請に関する講習会 （公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施：（新規）5年以内、（更新）2年以内のもの）	○	○
12	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○
13	施設及び器材等検査申請書（更新申請の場合は不要）	○	○
14	役員（監査役含む）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資額の100分の5以上出資しているものの住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び登記事項証明書 ※ 住民票の写しは、青森市に住所を有する場合に限り、「添付書類省略に係る同意書」※P29の提出により省略することができる。	○	×
15	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	○	×
16	定款（写）又は寄附行為（写）及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×
17	申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍地が記載されているもの）及び登記事項証明書 ※ 住民票の写しは、青森市に住所を有する場合に限り、「添付書類省略に係る同意書」※P29の提出により省略することができる。	×	○
18	申請者が個人である場合には、直前3年の所得税の納税証明書及び固定資産税資産証明書（若しくは「添付書類省略に係る同意書」（青森市内に所有する資産に係るものに限る）※P29）又は銀行等の預貯金残高証明書	×	○
19	現行許可証の写し（更新許可申請の場合。※新規許可申請の場合は不要。）	○	○

一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可(更新)申請書 年 月 日 青森市長 様 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により、一般廃棄物 収集運搬業 の許 第7条第6項 可(更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類、処理の方法及び営業の区域等を記載すること。)	ごみ ・ し尿 ・ 浄化槽汚泥 ・ その他 () 収集運搬 ・ 処分(最終処分を除く) ・ 最終処分
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量(処分業の場合、施設ごとに種類、処理方式、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
一般廃棄物処理業務に従事する従業員数	
※ 事 務 処 理 欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	
		保有する株式の数又は出資の金額	本籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割合	住所

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。

※手数料欄

<p>一般廃棄物許可事項変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付け青市指令 第 号をもって許可された事項について、次のとおり変更したいので、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第10条第2項の規定により申請します。</p>					
変 更 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日				
<p>変更の理由</p>					

添付書類
許可証の写し

(日本工業規格 A列4番)

誓 約 書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人(注3)のうちイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1)環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者及びその役員は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

自動車写真

自動車登録番号又は車両番号	最大積載量	kg
正面写真	<p>写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可) ※車両全体を撮影すること</p>	
側面写真 (運転席側)	<p>写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可) ※車両全体を撮影すること</p>	

自動車写真

自動車登録番号又は車両番号	最大積載量	kg
側面写真 (助手席側)	<p style="text-align: center;">写真貼付位置</p> <p style="text-align: center;">(直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p style="text-align: center;">※車両全体を撮影すること</p>	

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳	金 額 (千 円)
事業の開始に要する 資金の総額	
土 地	
事 務 所	
事 業 場	
収集運搬車両	
施 設	
自己資金	
借 入 金	
(借入先名)	
そ の 他	
増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

施設及び器材等検査申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第1項の規定により、施設及び器材の検査をうけたいので、次のとおり申請します。

記

1 検査月日

2 器材等検査の場所

3 施設の場所

一般廃棄物処理業等変更届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け青市指令 第 号をもって許可された事項について、次のとおり

変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項
浄化槽法第37条 の規定により届出します。

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日
変更の理由		

添付書類

変更事項に係る関係書類

(日本工業規格 A列4番)

添付書類省略に係る同意書

(注意事項)

1. 太枠内に必要事項を記載して下さい。
2. □は該当する箇所にシ印を記入して下さい。

サービス名	
-------	--

青森市長 様

年 月 日

申請者 (上記サービス を受ける方)	住所	
	フリガナ	
	氏名	

私は、上記のサービスの提供を受けるにあたり、添付書類により証明すべき事実を市が保有する公簿によって確認することに同意いたします。

確認する公簿		確認手法
		確認年月日
<input type="checkbox"/> 「住民票の写し」に関するもの		公用請求・端末 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 「資産証明書」に関するもの	対象年度： 所有者名： 資産所在地番：

上記の旨、確認いたしました。

課名・職名・氏名	廃棄物・リサイクル課	㊟
課名・職名・氏名	廃棄物・リサイクル課	㊟

- × ㄗ -

一般廃棄物処理業許可申請書関係様式集

令和7年4月発行

青森市環境部廃棄物・リサイクル課
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎）
TEL 017-718-1086